

## 船舶インシデント調査報告書

令和8年1月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和7年5月12日 14時00分頃
発生場所	兵庫県姫路港網干第1区 網干防波堤灯台から真方位004°550m付近 （概位 北緯34°46.5′ 東経134°36.5′）
インシデントの概要	プレジャーヨット <sup>ベガ</sup> Vegaは、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能になった。
インシデント調査の経過	令和7年6月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーヨット Vega、5トン未満（長さ9.14m） 241-11314兵庫、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力11.8kW、回転数毎分3,200、2気筒、ボア79mm、使用燃料軽油、機関製造年月日不詳、平成3年9月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、近日中に主機を交換する予定であったので、燃料を消費することと試運転の目的で、兵庫県姫路市所在のマリーナ（以下単に「マリーナ」という。）を出航した。</p> <p>本船は、試運転を終えてマリーナに帰航中、船長が主機の回転数を下げた際、主機が停止した。</p> <p>船長は、本船が漂流し始めたので、主機を再始動させたところ、主機冷却水ポンプ（以下「本件ポンプ」という。）を駆動するVベルトから白煙が生じるとともにVベルトが滑る音がしたので主機を停止し、航行不能と判断して118番通報を行い、救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇によりマリーナまでえい航され、船長が本件ポンプを点検したところ、軸が固着していたことが判明した。</p> <p>船長は、本インシデント前、本件ポンプの下方から少量の水が漏れていたことを確認していたが、主機を交換する予定であったので、修理を行わずそのまま使用を続けていた。</p> <p>船長は、本船の航行中に主機の回転数を下げた際、本件ポンプ軸封装置（以下「軸封装置」という。）が経年劣化により破損し、本件ポンプ内の水が軸受に浸入し、同軸受が腐食して錆が生じ、本件ポンプ</p>

の軸が固着したことで、本件ポンプをVベルトで介して駆動しているクランク軸に負荷が掛かって、主機が停止したと判断した。

(図1 参照)

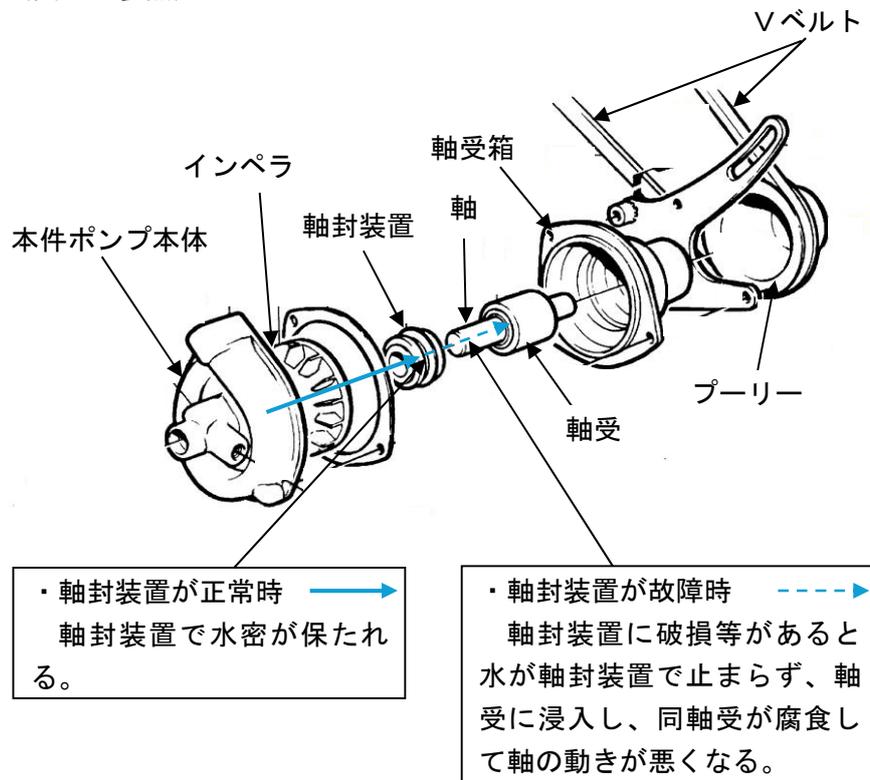


図1 軸封装置の概略図

船長は、本船進水後の使用年数が約30年を超えていた主機については近日中に交換する予定であったが、本件ポンプの軸封装置については令和5年に本船を中古で購入してから整備を行ったことがなかった。

(写真1 本件ポンプ 参照)

**分析**

本船は、本件ポンプの軸封装置が経年劣化により破損し、冷却水が軸受に浸入して軸受が腐食したことから、航行中、主機の回転数を下げた際、軸受及び軸が固着し、駆動用Vベルトを介してクランク軸に負荷が掛かり、主機が運転できなくなって運航不能となったものと考えられる。

本件ポンプは、船長が、本件ポンプの下方から少量の漏水があることを確認していたものの、主機の使用年数が約30年を超え、近日中に主機を交換する予定であり、修理を行わなかったことから、冷却水が軸受に浸入して軸受が腐食したものと考えられる。

**原因**

本インシデントは、軸封装置が破損して漏水している状態において、船長が軸封装置の修理を行わなかったため、本船が航行中、腐食していた本件ポンプの軸受及び軸が固着したことにより発生したものと考えられる。

**再発防止策**

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 小型船舶の船長は、出航前に主機及び付属機器の漏水等の異状を認めるときは、出航を取りやめ、修理を行うこと。
- ・ 小型船舶の船長は、船舶検査を含めて定期的に冷却水ポンプの整備・点検を行うことが望ましい。

写真1 本件ポンプ

